

阿賀野市下水道事業の財務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月19日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市規則第6号

阿賀野市下水道事業の財務の特例に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市下水道事業の財務の特例に関する規則（平成31年阿賀野市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（過誤納金の充当）

第19条の2 前条第1項に規定する過誤納金が発生した場合において、翌月分以降の下水道使用料に未納額がある場合は、当該過誤納金を充当することができる。ただし、納入者から過誤納金の還付請求がある場合は除く。

2 局長は、前項の規定により過誤納金を充当するときは、充当の理由、所属年度、収入科目、充当すべき金額及び充当すべき納入者等を明らかにし、会計管理者の決裁を受けて、その旨を納入者に通知しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。